

「**医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険に関する事項等について**」についての一部改正について

（次の施設に入院する者を含む。）		2. 入院中の患者		3. 入院中の患者	
自己定期入院生活介護施設等、身体障害者施設等、精神障害者施設等、介護施設又は特定施設又は特定施設及び特定施設、当該地域密着型施設及び特定介護施設、当該施設に係る。	（次回の施設に入院する者を含む。）	7. 介護施設型医療施設（認知症病棟の病床数以外の病床数又は認知症の病床数の低減を目的とする病床）	ア.介護施設型医療施設（認知症病棟の病床数の低減を目的とする病床）	ア.介護施設型医療施設（認知症病棟の病床数の低減を目的とする病床）	ア.介護施設型医療施設（認知症病棟の病床数の低減を目的とする病床）
※ 1	（認知症病棟の病床数の低減を目的とする病床）	介護施設型医療施設及び特定介護施設（認知症の病床数の低減を目的とする病床）	イ.介護施設型医療施設（認知症病棟の病床数の低減を目的とする病床）	イ.介護施設型医療施設（認知症病棟の病床数の低減を目的とする病床）	イ.介護施設型医療施設（認知症病棟の病床数の低減を目的とする病床）
区分	（認知症病棟の病床数の低減を目的とする病床）	介護施設型医療施設（認知症の病床数の低減を目的とする病床）	ウ.介護施設型医療施設（認知症の病床数の低減を目的とする病床）	ウ.介護施設型医療施設（認知症の病床数の低減を目的とする病床）	ウ.介護施設型医療施設（認知症の病床数の低減を目的とする病床）
C 0 0 9 在宅患者訪問看護料	（うち、小規模多機能型居宅介護又は介護支援専門員による相談）	（うち、外聘専門会員による居宅介護又は介護支援専門員による居宅介護）	ア.個別施設型医療施設（認知症の病床数の低減を目的とする病床）	ア.個別施設型医療施設（認知症の病床数の低減を目的とする病床）	ア.個別施設型医療施設（認知症の病床数の低減を目的とする病床）
C 0 1 0 在宅患者看護指導料	（うち、小規模多機能型居宅介護又は介護支援専門員による相談）	（うち、外聘専門会員による居宅介護又は介護支援専門員による居宅介護）	イ.個別施設型医療施設（認知症の病床数の低減を目的とする病床）	イ.個別施設型医療施設（認知症の病床数の低減を目的とする病床）	イ.個別施設型医療施設（認知症の病床数の低減を目的とする病床）
C 0 1 1 在宅患者緊急時カウンタレンス料	（うち、小規模多機能型居宅介護又は介護支援専門員による相談）	（うち、外聘専門会員による居宅介護又は介護支援専門員による居宅介護）	ウ.個別施設型医療施設（認知症の病床数の低減を目的とする病床）	ウ.個別施設型医療施設（認知症の病床数の低減を目的とする病床）	ウ.個別施設型医療施設（認知症の病床数の低減を目的とする病床）
C 0 1 2 在宅患者訪問診療料の 1	（うち、小規模多機能型居宅介護又は介護支援専門員による相談）	○	○	○	○
C 0 1 2 在宅患者訪問診療料の 2	（同一被服物において同一日に2回以上医療従事から給付され算定される場合に限る）	○	○	○	○
C 0 1 2 在宅患者訪問診療料の 3	（同一被服物において同一日に2回以上医療従事から給付され算定される場合に限る）	○	○	○	○
C 0 1 3 在宅患者訪問看護費指導料	（第2節第4款に掲げる在宅医療指導料附加料）	○	○	○	○
C 0 1 3 在宅患者訪問看護費指導料	（第2節第4款に掲げる在宅医療指導料附加料）	○	○	○	○
検査	○	○	○	○	○
手術	○	○	○	○	○
手術監視	○	○	○	○	○
投薬	○	○	○	○	○
リハビリテーション	○	○	○	○	○
（同一の疾患等について、介護保険におけるリハビリテーションの利用開始月の翌月以降に算定不可）（ただし、別の施設で介護保険におけるリハビリテーションを行った場合は、算定不可）	○	○	○	○	○
1 0 0 2 運院・生体幹細胞法（1回除算料に限る。）	（同一の疾患等について、介護保険におけるリハビリテーションの利用開始月の翌月以降に算定不可）	○	○	○	○
1 0 0 2 運院・生体幹細胞法（2回除算料に限る。）	（同一の疾患等について、介護保険におけるリハビリテーションの利用開始月の翌月以降に算定不可）	○	○	○	○
1 0 0 3-2 認知療法・認知行動療法	（同一の疾患等について、同一日ににおいて、認知療法又はリハビリテーションの利用開始月の翌月以降に算定不可）	○	○	○	○
1 0 0 5 入院集団精神療法	（同一の疾患等について、同一日ににおいて、精神科性疾患を算定する場合）	○	○	○	○
1 0 0 7 精神科作業療法	（同一の疾患等について、同一日ににおいて、精神科作業療法を算定する場合）	○	○	○	○
1 0 0 8 入院生活技能訓練療法	（同一の疾患等について、同一日ににおいて、精神科生活技能訓練療法を算定する場合）	○	○	○	○

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等についての一部改正」について

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	(次の基準に入院または入所する者を含み、3の患者を除く。)	2. 入院中の患者		3. 入所中の患者
		ア.介護施設(指定特許施設、身体障害者生活介護施設等) 自宅は生活介護施設、身体障害者生活介護施設等 生年月日未満の者又は18歳未満の者を除く。 ※1	ア.介護施設(指定特許施設及び特定介護施設) 自宅は生活介護施設等の者を除く。 ※1	
B 0 0 6 - 3 - 2 がん治療連携指揮料	○	-	x	x
B 0 0 7 退院前訪問指導料	-	○	x	-
B 0 0 8 薬剤管理指導料	-	○	x	-
B 0 0 8 - 2 薬剤総合評価管理料	○	-	x	x
B 0 0 9 病状情報提供料(1)(注2及び注6)	○	○	○	○
B 0 1 1 - 4 退院時薬剤管理指導料	-	○	x	-
B 0 1 4 退院時共同指導料1	-	○	x	x
B 0 1 5 退院時共同指導料2	-	○	x	-
C 0 0 1 前開発症在宅療養管理料	x	○	○	○
C 0 0 1 - 3 前科発症在宅療養管理料	○	○	○	○
C 0 0 1 - 5 在宅患者訪問口腔リハビリーション指導料	○	○	○	○
C 0 0 3 在宅患者訪問創傷管理指導料	x	-	x	x
C 0 0 7 在宅患者連携指導料	x	-	x	x
C 0 0 8 在宅患者緊急時等カウンタレンス料 上記以外	○	○	○	○
1 0 薬剤服用監理指導料	○	○	x	x
1 3 の 2 かかりつけ薬剤師指導料	○	○	x	x
1 3 の 3 かかりつけ薬剤師紹介指導料	○	○	x	x
1 4 の 2 外来服薬支援料	○	○	x	x
1 5 在宅肥満診療指導料	x	x	x	x
1 5 の 2 在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	x	x	x
1 5 の 3 在宅患者緊急時等共同指導料	○	x	x	x
上記以外	○	x	x	x

医療保険と介護保険に関する事項等についての一部改正について

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

(注) 年度別出生動向報告書(平成20年版)によると、第6号の「被扶養者」は、「扶養範囲の算定方法、扶養範囲の考え方、扶養範囲の考え方について」（平成18年3月31日厚生労働省新0310002号）に該当する。この規定は、「扶養範囲の算定方法、扶養範囲の考え方について」（平成18年3月31日厚生労働省新0310002号）に該当する。この規定は、「扶養範囲の算定方法、扶養範囲の考え方について」（平成18年3月31日厚生労働省新0310002号）に該当する。

※ 3 次に揚げる薬剤の薬剤料に限る。

後悔コントロールのための医療用医薬品の利用規制

* 4 次に掲げる薬剤の医新料に関する

（参考）
■小便器ドローブルヘルツのための医療用床業者
■後部ドローブルヘルツは腰椎椎を支えるための腰椎椎に吸い付く。）

ノルマニウムの効能は、主としてV感染症に対するものに限る。）

・ 三重鋼の古燃一株 ④ 三重鋼鐵及三重鐵道に於ける鉄道工事

「医療保険」と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について」正に

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

(別紙2)

区分	ア:介護医療院に入所中の患者 イ:短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護(介護医療院の療養床に限る。)を受けている患者 介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用(362単位) を算定しない場合		
	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用(362単位) を算定した日の場合	併設保険医療機関以外の保険 医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関
初・再診料		<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
入院料等		<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/> (A400の1短期滞在手術等基本料1に限る。)
B001の1 ウイルス疾患指導料		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B001の2 特定薬剤治療管理料		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B001の3 惡性腫瘍特異物質治療管理料		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B001の6 てんかん指導料		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B001の7 雜病外来指導管理料		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B001の8 皮膚科特定疾患指導管理料		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B001の9 外来栄養食事指導料		<input type="radio"/> (栄養マネジメント加算を算定していない場合に限る。)	<input type="radio"/>
B001の11 集団栄養食事指導料		<input type="radio"/> (栄養マネジメント加算を算定していない場合に限る。)	<input type="radio"/>
B001の12 心臓ベースメーカー指導管理料		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B001の14 高度難聴指導管理料		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B001の15 慢性維持透析患者外来医学管理料		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B001の16 喘息治療管理料		<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
B001の20 糖尿病合併症管理料		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B001の22 がん性疼痛緩和指導管理料		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B001の23 がん患者指導管理料		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B001の24 外来緩和ケア管理料		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B001の25 移植後患者指導管理料		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

		ア・介護医療院に入所中の患者 イ・短期入所療養介護又は介護予防療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者 介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） 介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定しない日の場合 を算定した日の場合	
区分		併設保険医療機関 医療機関	併設保険医療機関以外の保険 併設保険医療機関 併設保険医療機関以外の保険 医療機関
	B 001 の26 植込み型輸液ポンプ持続注入儀法指導管理料	○	○
医学管理等	B 001 の27 糖尿病透析予防指導管理料	×	○
	B 001-1-2-4 地域連携会間・休日診療料	×	○
	B 001-1-2-5 院内トリージ実施料	×	○
	B 001-1-2-6 夜間休日救急搬送医学管理料	×	○
	B 001-1-2-8 外来放射線照射診療料	○	○
	B 001-1-3 生活習慣病管理料	○ (注3に規定する加算に限る。)	○
	B 001-1-3-2 ニコチン依存症管理料	×	○
	B 001-1-7 リンパ浮腫指導管理料（注2の場合に限 る。）	○	○
	B 005-6 がん治療連携計画策定期料	○	○
	B 005-6-2 がん治療連携指導料	○	○
	B 005-6-3 がん治療連携管理料	○	○
	B 005-7 認知症専門診断管理料	○	○
	B 005-8 肝炎インターフェロン治療計画料	○	○
	B 009 診療情報提供料（1）		
	注1		
	注6		
	注8 加算		
	注10 加算 (認知症専門医療機関紹介加算)		
	注11 加算 (認知症専門医療機関連携加算)		
	注12 加算 (精神科医連携加算)		
	注13 加算 (肝炎インターフェロン治療連携加算)		
	注14 加算 (専科医療機関連携加算1)		
	注15 加算 (専科医療機関連携加算2)		
	注18 加算 (検査・画像情報提供加算)	○	

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	併設保険医療機関 医療機関	併設保険医療機関以外の保険 併設保険医療機関 医療機関		併設保険医療機関以外の保険 医療機関
		介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定しない場合	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定した日の場合	
B 0 0 9 - 2 電子の診療情報部価料	x	○	x	○
B 0 1 0 - 2 診療情報連携共有料	x	○	x	○
B 0 1 1 診療情報提供料（Ⅲ）			○	○
B 0 1 1 - 3 薬剤情報提供料	x		x	○
B 0 1 2 傷病手当金算出書交付料 上記以外			○	x
C 0 0 0 往診料 在宅医療 第2節第2款に掲げる在宅療養指導管理材料加算 上記以外	x	○	x	○
検査	x		x	○
画像診断	○ (単純撮影に係るもの)を除く。)	○	○	○ (専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。)
投薬	○ ※1	○ ※2	○ ○ (専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。)	○ (同一日において、特別診療費を算定する場合を除く。)
注射				
リハビリテーション		○ (H 0 0 5 機能訓練及びH 0 0 6 難病患者リハビリテーション料に限る。)		
I 0 0 0 精神科電気痙攣療法	x		x	○
I 0 0 0 - 2 経頭蓋磁気刺激療法	x		x	○
I 0 0 2 通院・在宅精神療法			x	○
I 0 0 3 - 2 認知療法・認知行動療法 精神科専門	x		x	○ (同一日において、特別診療費を算定する場合を除く。)

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項」に記載されている一部改正についての「改正に伴う留意点」を示す。

区分		介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定した日の場合	ア.介護医療院に入所中の患者 イ.短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者
		併設保険医療機関	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関
療法	1007 精神科作業療法	×	×	○
	1008-2 精神科ショート・ケア（注5の場合を除く。）	×	×	○
	1009 精神科デイ・ケア（注6の場合を除く。）	×	×	○
	1015 重度認知症患者デイ・ケア料	×	×	○
	上記以外	×		
	処置	○ ※3	○	○
	手術		○	
	麻酔		○	
	放射線治療		○	
	病理診断		○	
	0008-2 薬剤総合評価調整管理料		×	
	B014 退院時共同指導料1		×	
	C003 在宅患者訪問薬剤管理指導料		×	
	C007 在宅患者連携指導料		×	
	C008 在宅患者緊急時等カンファレンス料		×	
	上記以外		○	
	別表第三		×	
	訪問看護療養費		×	
	※4 又は精神科訪問看護本體料を算定すべき者		○	

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	ア・介護医療院に入所中の患者 イ・短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者 介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） 介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定しない日の場合 を算定した日の場合	併設保険医療機関以外の保険 併設保険医療機関 併設保険医療機関 併設保険医療機関 併設保険医療機関 佷設保険医療機関以外の保険 佷設保険医療機関
----	--	--

- ※1 次に掲げる薬剤の薬剤料に限る。
 *抗悪性腫瘍剤（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。）
 *疼痛コントロール（人工腎臓又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）
- ※2 次に掲げる薬剤の薬剤料に限る。
 *エリスロボポエチノン（人工腎臓又は脳膜腫瘍を受ける患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）
 *ダルベボエチノン（人工腎臓又は脳膜腫瘍又は腫瘍腫瘍を受ける患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）
 *エボエチノンペニコル（人工腎臓又は腫瘍腫瘍を受ける患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）
 *疼痛コントロール（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するものに限る。）
 *インターフェロン製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するものに限る。）
 *抗ワイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎因子製剤及び血液凝固因子抗体巡回活性検合体
 *血友病の治療に係る血友病因子抗体巡回活性検合体
- ※3 創傷処置（手術日から起算して十四日以内の患者に対するものを除く。）、喀痰吸引、摘便、留置カテーテル設置、導尿、隆脛洗浄、眼処置、耳処置、鼻処置、間接喉頭鏡下喉頭処置、皮膚科軟膏処置、膀胱洗浄、留置カテーテル設置、導尿、隆脣等の患者の悪性腫瘍等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に限る。
- ※4 末期の悪性腫瘍等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に限る。

各都道府県介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 介護保険計画課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」の一部改正
について

計17枚（本紙を除く）

Vol.954

令和3年3月30日

厚生労働省老健局介護保険計画課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2164）
FAX：03-3503-2167

老発 0330 第 5 号
令和 3 年 3 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の
軽減制度の実施について」の一部改正について

今般、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」(平成 12 年 5 月 1 日老発第 474 号厚生省老人保健福祉局長通知)の一部を別添 1 のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

先般の社会保障審議会介護給付費分科会において、離島や中山間地域等の要介護者に対する介護サービスの提供を促進する観点から、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護について、訪問系サービスと同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算の対象とすると結論を得たところ。

これを受けて、離島や中山間地域等以外の利用者との負担の均衡を図る観点から、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護について、離島等地域における特別地域加算又は中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担軽減措置事業の対象とするものであること。

第 2 改正の内容

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正

する告示（令和3年厚生労働省告示第73号）の施行に伴い、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護について、離島等地域における特別地域加算又は中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担軽減を行うことができるよう改正を行うものであること。